

国朝刑律(黎朝刑律)について

片 倉 穰

はじめに

国朝刑律 Quốc Triều Hình Luật (黎朝刑律 Lê Triều Hình Luật) は、中国法¹⁾とくに唐法の体系と原理を基本的に継受しながら、ベトナム固有の法慣習をよく後世に伝えており、ベトナム前近代法の性格と特徴を知らしめる貴重な文献である。ベトナム民主共和国 Nước Việt Nam Dân Chủ Cộng Hòa の史学界では、この法典を高く評価し、民族の史的発展過程におけるその進歩的性格を強調している。すでに内外において、この法典に関するその進歩的性格を別の諸問題が考察の対象とされ、諸先学の少なくない業績が蓄積されている。わたくしは、これら先輩諸氏の諸研究に導かれつつ、国朝刑律に関する基礎的諸問題を究明するつもりであるが、この研究では、まずその手はじめとして、国朝刑律という法典の構成と内容に関する全般的かつ基礎的な問題点を取り上げて、これに若干の検討を加え、別稿における考察に備えておきたいと思う。

この小論を草するに当たり、山本達郎氏所蔵の黎朝刑律を利用させていただいた。山本氏の御好意に深く感謝の意を表わすとともに、当テキスト参照の機会を与えていただいた桜井由躬雄氏にも厚く御

礼を申し上げる。

第一節 テキストをめぐる問題

黎法を研究するための基本法典として、三種のテキストが現存する。一は国朝刑律(木版)であり、二は黎朝刑律(写本)であり、三は潘輝注 Phan Huy Chú が阮朝の明命二年(一八二二)に撰定した歴朝憲章類誌(写本 全四九卷)卷三三―三八に収録した刑律誌 Hình Luật Chi である。原典の校訂作業が行なわれていない現段階では、これら三種のテキストを比較校合しながら、黎法を読むことがまず肝要である。

もともと、黎朝(厳密には後黎朝一四二八―一五二七、一五三二―一七八九)では、歴朝憲章類誌 卷四一―文籍誌 憲章類に、

国朝条律六卷、景興三十八年刊定印行、大約依国初洪徳原律と記されているように、まず、一五世紀、黎朝の聖宗洪徳年間(一四七〇―一四九七)に制定された洪徳原律 Hồng Đức Nguyên Luật というのがあり、ついで、一八世紀後半にこれをほぼ踏襲して、国朝条律 Quốc Triều Điều Luật と称される法典が刊定印行された。天南余暇集 条律の光順九年(一四六八)七月初五日の条

に、「按国朝刑律云々」とあるから、洪徳原律以前に国朝刑律と呼ばれる法典が存した可能性もあるが、これについては詳細不明である。洪徳原律の方も現存しないので、その内容を窺うすべはないが、これを継承したと目される国朝条律は、その刊行年次を景興二八年(一七六七)とするのが正しいとされ、しかも、その全容を現存の国朝刑律(黎朝刑律 六卷)なる書によって知ることが可能である。つまり、国朝と黎朝の各刑律には纂修年次が明記されていないが、この二書と国朝条律とは、構成と内容においてほぼ同一のものであると推定される。また、現存テキストは、太宗の大宝年間(一四四〇—一四四二)に阮薦 Nguyen Trai が編出したという律書 Luật Thu(六卷)と密接な関係があったことも想定されるが、両者の関係を具体的に説明できる段階でない。ただあえて附言すれば、国朝刑律の増補香火令のなかには、昭宗の光紹二年(一五一七)令が収載され、そこには洪徳以後に発布された法令も含まれているため、現行テキストが洪徳原律や律書と同一内容であるとはもちろんいえないが、法典の構成とか主要な内容の面ではそれほど大差はなかったのかもしれない。いずれにせよ、国朝と黎朝の両刑律は、その淵源を律書や洪徳原律に遡ることができ、国朝条律とはほぼ同一内容の書と見なされるのであって、黎法研究の最重要資料であることは疑う余地がない。

この研究では、パリ極東学院から東洋文庫にマイクロフィルムで提供された国朝刑律(図書番号 A341, A1995)を底本として使用する。この国朝刑律は、フランスがベトナムから撤退するとき、フランス極東学院がハノイでマイクロ化したもので、現在、パリ極東学院に所蔵されている。

かつて、ハノイのフランス極東学院には、国朝刑律と黎朝刑律という書名を異にするが、ほとんど同内容の二種類の刑律が収蔵されていた。これらは、極東学院の蔵書を引き継いだベトナム、おそらく社会科学書院 Thu, Văn Khoa Học Xã Hội に所蔵されているはずである。国朝刑律と黎朝刑律の二種のテキストの相関関係を確定することはむずかしいが、ウー・ヴァン・マウ氏によると、黎朝刑律の方は、書名が国朝でなく黎朝とあるから、黎代よりのちに手写されたものであろうという。

両書を比較すると、篇目、構成および条文の排列は同じであるが、条文総数が、国朝刑律は七二二条、黎朝刑律は七二一条で、黎朝刑律の方には、国朝刑律 卷二 職制章に収録された、

諸奏写詔旨、未及宣示、而与外人通伝者、答伍拾、眨壹資、

即機密事務者論加(二一九条)

という一条の律がなぜか採録されていない。この二一九番目の律は、なにかの理由で欠落したのであろう。次に、国朝刑律をみると、衛禁章に、「諸即採刈樵芻者、云々」という条文を独立した律として掲げているが、これは、その前の条文(八六条)に接続すべき一文であり、「諸」の一字は不要である。サイゴンで刊行された国朝刑律のベトナム語訳は、この衛禁章の一条を独立した律(八六条)と見なし、かつ、同じ衛禁章の七二条の律を七一条の後半部分に含めて訳出したため、七三から八六条までの条文番号が一つずつ食い違う結果になっており、取り扱いに注意が必要である。国朝刑律は条文番号を附記しなかったが、一方、黎朝刑律(山本達郎氏所蔵本による)は各条文の頭に通し番号を附しており、ドウルスタル氏のフランス語訳の通し番号とはほぼ合致する。すでに、ドウルスタル氏自身が述

べたように、氏は、はじめ刑律誌によりフランス語訳注を開始したが、一九〇八年二月にいたり、当時の極東学院長のメートル氏がフエの内閣で、この黎朝刑律を発見したため、爾後これによって訳注を完成した。黎朝刑律とフランス語訳の通し番号が一致するのは当然といえよう。ただ、ドウルスタル氏は国朝刑律を参照しなかつたようである。なぜなら、かれは、自己の訳注のなかで、両テキストの条文数の違いとか、国朝刑律にのみ見いだせる字句について、いっさい言及していないからである。

最近、グエン・ゴック・フイ氏が論述したように、黎朝と国朝の名を冠した両刑律には、黎朝宮廷に対する避諱の方針が採用され、改字が施されている。たとえば、黎の太祖の諱の利を避け、太祖の妻の陳を籛（黎朝刑律には籛、籛とある）に改変し、国朝刑律では、太祖の兄の諱の除の字を籛に改変した例があり、また、敬宗の維新の新を籛・籛・籛に改めたりしている。潘輝注の刑律誌は、この黎朝避諱の原則にほとんど拘束されていないが、それは、潘輝注の書が阮代に著述された作品だからであろう。

国朝と黎朝の両刑律には、俗字・略字・別字の類がかなり使用されており（器↑器、還・遺・還↑還、雉↑難、養↑養、逃↑逃、晋↑管、寺↑等、等々）、とくに、国朝刑律では、俗字というよりも明らかに特殊な形の字も使われ、また、明白な誤字・誤植（囚と因、官と宮、妾と妄、等々）、脱字あるいは印刷の不鮮明な箇所（三九一―三九三、三九六各条の頭など）もある。ベトナムの漢籍に俗字や異体字の類が多いのは、主に写書という形式で後世に伝える書籍伝承のあり方によることも考えられるが、漢字の使用に当たって、正統的辞書に定めた法則のみに拘束されない、ベトナム人の漢字に対

する比較的自由な態度によるものもあろう。

さらに、これら三種のテキストの比較を続けると、国朝刑律は、数字を表示するときに、官府文書などで勝手な改竄を避けるためによく使われる筆画の多い漢字、すなわち大字（壹貳〔貳〕參肆伍陸柒〔柒〕捌玖〔筵〕拾）を多用しているのが注目され、黎朝刑律でもっぱら使用された咱〔聽の代用語〕、寔の字が、国朝刑律では聽、実の字で示され、時の字についても、国朝刑律はすべて時の字を用いたが、黎朝刑律の方は阮朝嗣德帝の阮福時の時を避諱し、時の代わりに辰という字で記すなど、両書は用字法上で好対照をみせている。刑律誌は、ほとんどの場合、聽の代わりに咱を用いた点では黎朝刑律に近いが、実と寔、時と辰はどちらも混用の状態にあり、この点に関する限り、現行の刑律誌は統一した用字法を厳密には採用していない。刑律以外の黎朝法制史料を調査してみると、一般的にいつて、黎朝では、宗を避諱して尊を使い実の代わりに寔の字を用いるという原則は確立しておらず、これに対し、聽の代わりに咱を使うのは、かなり普通の用法であったということができよう。

ドウルスタル氏は、黎朝刑律に従い、フランス語訳の各条文に通し番号を記したが、この研究では、国朝刑律を底本としたため、国朝の条文排列に従った通し番号を各引用条文末尾の括弧内に記しておいた。すでに述べたように、両刑律の構成と条文排列は同じであるが、ただ、国朝刑律の二一九番目のところには、黎朝刑律という名の写本に収載されていない別個の一条が挿入されているので、この二一九条から以後は、条文番号が順次、一つずつ食い違うことになる。この点に関しては、次節の条文番号対照表を利用されたい。

国朝刑律(黎朝刑律)について (片倉 穰)

- (1) 歴朝憲章類誌は写本としてのみ伝えられ、わが国では、東洋文庫に完本(一六冊本)が一部所蔵されている。ただし、この完本には国朝条律の印行年次を景興三〇年と記す。
- (2) 国朝条律の景興二八年成立に關しては、E. Gaspardone, "Bibliographie Annamite", BEFEO, XXXIV, 1935, p. 44. 山本達郎「安南黎朝の婚姻法」(『東方学報 東京』第八冊 一九三八)三六七各頁。Đặng Phương Nghi, *Les Institutions Publiques du Viet-Nam aux XVIII^e Siècle*, Paris, 1969, pp. 27~28. Nguyễn Ngọc Huy, "Le Code des Lê : «Quốc Triều Hình Luật» ou «Lois Pénales de la Dynasties Nationales»", BEFEO, LXVII, 1980, pp. 190~194. 山本論文には多々教えられた。
- (3) M. R. Deloustal, "La Justice dans l'Ancien Annam", BEFEO, IX, 1909, p. 91.
- (4) 阮廌の律書に關しては、歴朝憲章類誌 卷四二 文籍誌 憲章類「律書六卷」太宗大寶年間、宰相臣阮廌制定、大越通史(皇越通史)芸文志 憲章類「律書六卷 大寶年間、阮廌定」参照。パリのアジア協会所蔵の歴朝憲章類誌には、律書を刑律書と書くが、律書でよからう。
- (5) 松本信広「河内仏國極東学院所蔵安南本書目」(『史学』一三卷四号 一九三四)によると、かつてのフランス極東学院に、黎朝刑律二本(A2669, A340)「国朝刑律三本(A341, A2754, A1995)が収蔵されていた。東洋文庫に提供されたのは、A341とA1995の二本であるが、前者にはその巻頭に喪服図などが附載されている。同じ松本氏が「越南王室所蔵安南本書目」(『史学』一四卷二号 一九三五)で紹介した新書院守冊と聚奎書院総目冊にも、黎朝刑律各部参本と黎朝刑律参本が記されていた。一九五四年以後、ベトナムは極東学院の蔵書を引き継いだが、川本邦衛「越南社会科学書院所蔵漢喃本目録」(『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』二号 一九七一)によると、書院は極東学院の図書番号
- (6) を繼承した由である。
- (7) *Quốc Triều Hình Luật (Hình Luật Triều Lê)*, Saigon, 1956, p. VIII.
- (8) Nguyễn Ngọc Huy, *op. cit.*, pp. 149~150. 国朝刑律には、賸賃金の一種として地産銭と云うのがあるが、これは本来、地利銭であり、黎利の名を諱み、地産銭と改めたのであろう。前出クエン・ゴック・フイ氏も指摘するように、唐律疏議 卷二六 雜律「諸占固山野破湖之利者、杖六十」が、国朝刑律 卷五 雜律章では、「諸占固山林破湖之地産者、杖陸拾」(五七四条)と記し、利を地産に改めている。黎朝の避諱に關しては、大越史記本紀実録 卷一 黎太祖戊申順天元年(一四二八)夏四月二十日、同書 卷二 黎太宗乙卯紹平二年(一四三五)二月、同書 同卷 黎仁宗癸亥大和元年(一四四三)三月十六日、同書 卷三 黎聖宗辛巳光順二年(一四六一)春正月の各条、阮朝の避諱に關しては、欽定大南會典事例 卷一一一 札部 禁条 敬避諱字を参照。国朝刑律によると、陳という字は三九四、三九七各条にみえる。
- (9) 黎朝の法文中、聽の代わりに咱(一般にユルスと訓じる)の字が頻繁に使用された点については、つとに注目されてきた。咱は中国の漢字であり、ベトナムの字喃 chữ nôm ではないが、律文上用いられた咱はきわめて特徴のある用法である。一般に律のなかで使われた聽の字に關しては、『日本思想大系(3) 律令』(岩波書店 一九七六)四九一頁参照。国朝刑律は、各条文の本文では咱の字を使用していない。
- 黎朝刑律は、宗の字を諱み尊の字を用い、宗人を尊人、宗室を尊室と記すことも多いが、宗人と宗室の語を使っている場合もあり、必ずしも統一されていない。国朝刑律は宗を用い、刑律誌はしばしば欠画の宗という字を使っている。

第二節 国朝刑律の構成

国朝刑律は、全体を六巻で構成し、全部で七二二にのぼる条文を収載した。条文の総数は、元史刑法志の一〇五条には届かぬが、唐律五〇〇条、明律四六〇条に比べるとかなり多い。国朝刑律の収載条文数が唐律のそれよりもかなり多いという事実は、この刑律のなかに、唐明律に収録されていない条文が含まれていることを暗示する。ドウルスタル氏の指摘に従って算出してみると、全七二二条の半数以上は黎律が独自に創出した条文であるということになる。氏の場合の独自性とは、主として唐明律との対比を基礎にして編み出されたものであるから、中国の令や条例、その他の諸法規との照合・対比を進めていけば、黎朝独自の条文と見なされた数は減少するであろう。しかし、黎律の新たに創出した条文が少なくないことも確かであり、この点に関して、今後の精密な校合・吟味を期待したい。

国朝刑律をみると、中国の律を継受する際、それを機械的に継受するようなことは皆無に近く、なんらかの意味で加除と改変の跡がみられ、母法たる中国の律文よりも短縮されていることもあれば、また、必要に応じて増補されていることもあり、中国律の継受といっても、事はそう簡単ではなく、この点にも充分な研究上の配慮が肝要である。

まず、黎法典の文献相互の構成に関する問題、とくに、国朝刑律など三種のテキストの篇目と条文数の異同の問題点を検討することにしよう。そこで、考察の便宜上、国朝刑律、黎朝刑律と刑律誌の構成・条文の対照表を別表(1)として作成してみた。この表によって

別表(1) 国朝刑律・黎朝刑律・刑律誌の構成と条文対照表

国朝刑律			黎朝刑律			刑律誌		
巻数	頁目	書名	巻数	頁目	書名	巻数	頁目	書名
卷 1	1	国朝刑律	卷 34	1	黎朝刑律	卷 34	1	類誌・刑律誌
	2			2			2	
	3			3			3	
	4			4			4	
	5			5			5	
	6			6			6	
	7			7			7	
	8			8			8	
	9			9			9	
	10			10			10	
	11			11			11	
	12			12			12	
	13			13			13	
	14			14			14	
	15			15			15	
	16			16			16	
	17			17			17	
	18			18			18	
	19			19			19	
	20			20			20	
	21			21			21	
	22			22			22	
	23			23			23	
	24			24			24	
	25			25			25	
	26			26			26	
	27			27			27	
	28			28			28	
	29			29			29	
	30			30			30	
	31			31			31	
	32			32			32	
	33			33			33	
	34			34			34	
	35			35			35	
	36			36			36	
卷 2	37	国朝刑律	卷 35	37	黎朝刑律	卷 35	37	類誌・刑律誌
	38			38			38	
	39			39			39	
	40			40			40	
	41			41			41	
	42			42			42	
	43			43			43	
	44			44			44	
	45			45			45	
	46			46			46	
	47			47			47	
	48			48			48	
	49			49			49	
	50			50			50	
	51			51			51	
	52			52			52	
	53			53			53	
	54			54			54	
	55			55			55	
	56			56			56	
	57			57			57	
	58			58			58	
	59			59			59	
	60			60			60	
	61			61			61	
	62			62			62	
	63			63			63	
	64			64			64	
	65			65			65	
	66			66			66	
	67			67			67	
	68			68			68	
	69			69			69	
	70			70			70	
	71			71			71	
	72			72			72	

国朝刑律（黎朝刑律）について（片倉種）

巻数	目次	書名		巻数	目次	書名	類誌・刑律誌
		国朝刑律	黎朝刑律				
卷 2		73	73			禁 衛 軍 政 之 律 (47)	
		74	74				○ ※
		75	75				○ ※
		76	76				○ ※△
		77	77				○ ※△
		78	78				○ ※△
		79	79				
		80	80				○ ※△
		81	81				○ ※
		82	82				
		83	83				○ ※△
		84	84				
		85	85				○ ※△
		86	86				○ ※
		87	87				○ ※△
		88	88				
		89	89				
		90	90				
		91	91				
		92	92				
		93	93				
		94	94				○ ※
		95	95				
		96	96				
		97	97				
		98	98				
		99	99				
		100	100				
	101	101					
	102	102					
	103	103					
	104	104					
	105	105					
	106	106					
	107	107					
	108	108					
	109	109					
	110	110					

巻数	目次	書名		巻数	目次	書名	類誌・刑律誌
		国朝刑律	黎朝刑律				
(144) (143)		111	111			違 制 章	
		112	112				
		113	113				
		114	114				
		115	115				
		116	116				
		117	117				
		118	118				
		119	119				
		120	120				
		121	121				
		122	122				
		123	123				
		124	124				
		125	125				
		126	126				
		127	127				
		128	128				
		129	129				
		130	130				
		131	131				
		132	132				
		133	133				
		134	134				
		135	135				
		136	136				
		137	137				
		138	138				
139	139						
140	140						
141	141						
142	142						
143	143						
144	144						
145	145						
146	146						
147	147						
148	148						

巻数	目次	書名		巻数	目次	書名	類誌・刑律誌
		国朝刑律	黎朝刑律				
		149	149				
		150	150				
		151	151				
		152	152				
		153	153				
		154	154				
		155	155				
		156	156				
		157	157				
		158	158				
		159	159				
		160	160				
		161	161				
		162	162				
		163	163				
		164	164				
		165	165				
		166	166				
		167	167				
		168	168				
		169	169				
		170	170				
		171	171				
		172	172				
		173	173				
		174	174				
		175	175				
		176	176				
177	177						
178	178						
179	179						
180	180						
181	181						
182	182						
183	183						
184	184						
185	185						
186	186						

巻数	目次	書名		巻数	目次	書名	類誌・刑律誌
		国朝刑律	黎朝刑律				
		187	187				
		188	188				
		189	189				
		190	190				
		191	191				
		192	192				
		193	193				
		194	194				
		195	195				
		196	196				
		197	197				
		198	198				
		199	199				
		200	200				
		201	201				
		202	202				
		203	203				
		204	204				
		205	205				
		206	206				
		207	207				
		208	208				
		209	209				
		210	210				
		211	211				
		212	212				
		213	213				
		214	214				
215	215						
216	216						
217	217						
218	218						
219	(収録せず)						
220	219						
221	220						
222	221						
223	222						
224	223						

国朝刑律(黎朝刑律)について (片倉 穰)

書名 巻数 目次	国朝刑律	黎朝刑律	書名 巻数 目次	類誌・刑律誌
軍 政 章 (43)	225	224		
	226	225		
	227	226		
	228	227		
	229	228		
	230	229		
	231	230		
	232	231		
	233	232		
	234	233		
	235	234		
	236	235		
	237	236		
	238	237		
	239	238		
	240	239		
	241	240		○ △
	242	241		
	243	242		○
	244	243		○
	245	244		
	246	245		
	247	246		
	248	247		
	249	248		
	250	249		
	251	250		
	252	251		
253	252	○		
254	253	○ △		
255	254			
256	255			
257	256	○		
258	257	○		
259	258	○		
260	259			
261	260	○		
262	261	○		

書名 巻数 目次	国朝刑律	黎朝刑律	書名 巻数 目次	類誌・刑律誌
卷 3	263	262		○
	264	263		
	265	264		
	266	265		
	267	266		○ △
	268	267		
	269	268		
	270	269		○
	271	270		
	272	271		
	273	272		○
	274	273		○
	275	274		○
	276	275		○
	277	276		
	278	277		○
	279	278		
	280	279		
	281	280		○
	282	281		○
	283	282		○
	284	283		○
	285	284		○ △
	286	285		○
	287	286		○ △
	288	287		○ ※
	289	288		○ ※
	290	289		○ ※
	291	290		○ ※
	292	291		○ ※
293	292	○ ※		
294	293	○ ※		
295	294	○ ※		
296	295	○ ※		
297	296	○ ※		
298	297	○ ※ △		
299	298	○		
300	299	○		

書名 巻数 目次	国朝刑律	黎朝刑律	書名 巻数 目次	類誌・刑律誌
戸 婚 章 (58)	301	300	戸 婚 田 産 之 律 (58)	○
	302	301		○
	303	302		○
	304	303		○
	305	304		○
	306	305		○
	307	306		○
	308	307		○
	309	308		○
	310	309		○
	311	310		○
	312	311		○
	313	312		○
	314	313		○
	315	314		○
	316	315		○
	317	316		○
	318	317		○
	319	318		○
	320	319		○
	321	320		○
	322	321		○
	323	322		○
	324	323		○
	325	324		○
	326	325		○
	327	326		○ △
	328	327		○
329	328	○		
330	329	○		
331	330	○ △		
332	331	○ ※		
333	332	○ ※		
334	333	○ ※		
335	334	○ ※		
336	335	○ ※		
337	336	○ ※		
338	337	○		

書名 巻数 目次	国朝刑律	黎朝刑律	書名 巻数 目次	類誌・刑律誌
田 産 章 (32)	339	338	田 産 章 (32)	○
	340	339		○
	341	340		○
	342	341		○
	343	342		○
	344	343		○
	345	344		○
	346	345		○
	347	346		○
	348	347		○
	349	348		○
	350	349		○
	351	350		○
	352	351		○
	353	352		○
	354	353		○
	355	354		○
	356	355		○
	357	356		○
	358	357		○
	359	358		○
	360	359		○
	361	360		○
	362	361		○
	363	362		○
	364	363		○
	365	364		○
	366	365		○
367	366	○		
368	367	○		
369	368	○		
370	369	○		
371	370	○		
372	371	○		
373	372	○		
374	373	○		
375	374	○		
376	375	○		

国朝刑律(黎朝刑律)について (片倉 穰)

巻数	目次	書名		巻数	目次	書名	類誌・刑律誌
		国朝刑律	黎朝刑律				
卷 4	始 増 田 産 章 (14)	377	376	卷 36	始 増 田 産 章 (14)	類誌・刑律誌	○
		378	377				○
		379	378				○
		380	379				○
		381	380				○
		382	381				○
		383	382				○
		384	383				○
		385	384				○
		386	385				○
		387	386				○
		388	387				○
		389	388				○
		390	389				○
	391	390	○				
	392	391	○ △				
	393	392	○				
	394	393	○				
	395	394	○				
	396	395	○				
	397	396	○				
	398	397	○				
	399	398	○				
	400	399	○				
	401	400	○ ※				
	402	401	○ ※				
	403	402	○ ※				
	404	403	○ ※				
405	404	○ ※					
406	405	○ ※					
407	406	○ ※					
408	407	○ ※					
409	408	○ ※					
410	409	○ ※△					
411	410	○					
412	411	○					
413	412	○					
414	413	○					

巻数	目次	書名		巻数	目次	書名	類誌・刑律誌
		国朝刑律	黎朝刑律				
卷 5	盗 賊 章 (54)	415	414	卷 64	盗 賊 姦 淫 之 律 (64)	類誌・刑律誌	○
		416	415				○
		417	416				○
		418	417				○
		419	418				○
		420	419				○
		421	420				○
		422	421				○
		423	422				○
		424	423				○
		425	424				○
		426	425				○
		427	426				○
		428	427				○
		429	428				○
		430	429				○
		431	430				○
		432	431				○
		433	432				○
		434	433				○
		435	434				○
		436	435				○
		437	436				○
		438	437				○
		439	438				○
		440	439				○
		441	440				○ △
		442	441				○
		443	442				○
		444	443				○
		445	444				○
		446	445				○
		447	446				○
		448	447				○
449	448	○					
450	449	○					
451	450	○					
452	451	○					

巻数	目次	書名		巻数	目次	書名	類誌・刑律誌
		国朝刑律	黎朝刑律				
卷 5	開 訟 章 (50)	453	452	卷 60	開 訟 詐 偽 之 律 (60)	類誌・刑律誌	○
		454	453				○
		455	454				○
		456	455				○
		457	456				○
		458	457				○
		459	458				○
		460	459				○
		461	460				○
		462	461				○
		463	462				○
		464	463				○
		465	464				○
		466	465				○
		467	466				○
		468	467				○
		469	468				○
		470	469				○
		471	470				○
		472	471				○ △
		473	472				○
		474	473				○
		475	474				○
		476	475				○
		477	476				○
		478	477				○
		479	478				○
		480	479				○
		481	480				○
		482	481				○
		483	482				○
		484	483				○
485	484	○					
486	485	○					
487	486	○					
488	487	○					
489	488	○					
490	489	○					

巻数	目次	書名		巻数	目次	書名	類誌・刑律誌
		国朝刑律	黎朝刑律				
卷 5	開 訟 詐 偽 之 律 (60)	491	490	卷 60	開 訟 詐 偽 之 律 (60)	類誌・刑律誌	○
		492	491				○
		493	492				○
		494	493				○
		495	494				○
		496	495				○
		497	496				○
		498	497				○
		499	498				○
		500	499				○
		501	500				○
		502	501				○
		503	502				○
		504	503				○
		505	504				○
		506	505				○
		507	506				○
		508	507				○
		509	508				○
		510	509				○
		511	510				○
		512	511				○
		513	512				○
		514	513				○
		515	514				○
		516	515				○
		517	516				○
		518	517				○
		519	518				○
		520	519				○
		521	520				○
		522	521				○
523	522	○					
524	523	○ △					
525	524	○					
526	525	○					
527	526	○					
528	527	○					

国朝刑律（黎朝刑律）について（片倉 穰）

巻数	書名	国朝刑律	黎朝刑律	巻数	書名	類誌・刑律誌
	詐 偽 章 (30)	529	528			○
		530	529			○
		531	530			○
		532	531			○
		533	532			○
		534	533			○
		535	534			○
		536	535			○
		537	536			○
		538	537			○
		539	538			○
		540	539			○
		541	540			○
		542	541			○
		543	542			○
		544	543			○
		545	544			○
		546	545			○
		547	546			○
		548	547			○
	549	548			○	
	550	549			○	
	551	550			○	
	552	551			○	
	553	552	卷37		○	
	554	553				○
	555	554				○
	556	555				○
	557	556				○
	558	557				○
	559	558				○
	560	559				○
	561	560				○
	562	561				○
	563	562				○
	564	563				○
	565	564				○
	566	565				○

巻数	書名	国朝刑律	黎朝刑律	巻数	書名	類誌・刑律誌
	雜 律 章 (92)	567	566		違 制 雜 犯 之 律 (92)	○
		568	567			○
		569	568			○
		570	569			○
		571	570			○
		572	571			○
		573	572			○
		574	573			○
		575	574			○
		576	575			○
		577	576			○
		578	577			○
		579	578			○
		580	579			○
		581	580			○
		582	581			○
		583	582			○
		584	583			○
		585	584			○
		586	585			○
		587	586			○
		588	587			○
		589	588			○
		590	589			○
		591	590			○
		592	591			○
		593	592			○
		594	593			○
		595	594			○
		596	595			○
		597	596			○
		598	597			○
	599	598		○		
	600	599		○		
	601	600		○		
	602	601		○		
	603	602		○		
	604	603		○		

巻数	書名	国朝刑律	黎朝刑律	巻数	書名	類誌・刑律誌
		605	604			○
		606	605			○
		607	606			○
		608	607			○
		609	608			○
		610	609			○
		611	610			○
		612	611			○
		613	612			○
		614	613			○
		615	614			○
		616	615			○
		617	616			○
		618	617			○
		619	618			○
		620	619			○
		621	620			○
		622	621			○
		623	622			○
		624	623			○ △
		625	624			○
		626	625			○
		627	626			○
		628	627			○
		629	628			○
		630	629			○
		631	630			○
		632	631			○
		633	632			○
		634	633			○
		635	634			○
		636	635			○
		637	636			○
		638	637			○
	639	638			○	
	640	639			○	
	641	640			○	
	642	641			○	

巻数	書名	国朝刑律	黎朝刑律	巻数	書名	類誌・刑律誌
卷6	捕 亡 章 (13)	643	642		捕 亡 斷 獄 之 律 (78)	○
		644	643			○
		645	644			○ △
		646	645			○
		647	646			○
		648	647			○
		649	648			○
		650	649			○
		651	650			○
		652	651			○
		653	652			○
		654	653			○
		655	654			○
		656	655			○
		657	656			○
		658	657			○
		659	658			○
		660	659			○ △
		661	660			○
		662	661			○
		663	662			○
		664	663			○
		665	664			○
		666	665			○
		667	666			○
		668	667			○
		669	668			○
		670	669			○
		671	670			○
		672	671			○ △
		673	672			○
		674	673			○
		675	674			○
		676	675			○
677	676		○			
678	677		○			
679	678		○			
680	679		○			

以後、伝写の際などに生じた混乱と錯誤の結果である、場合が想定される。いずれが是かという確答を与える決定的根拠はなにもないが、少なくとも違制雜犯之律という名の篇目がある限り、潘自身がこの刑律誌を編纂した当時、違制關係の条文を収録したか、収録しようとしていたと推考できるのではなからうか。もし、違制關係の条文を除外し、最初から掲載する意思がなければ、この違制雜犯之律という篇目を掲げる意味がなくなるからである。しかも、この篇目の末尾には、「以上凡三十八条」と記すが、これも実際は九二条と書かねばならず、この点にも、潘以外の人物による錯誤があったことを想定させる。また、潘輝注は各篇目の末尾などに貴重な按文を書いたが、各篇目で按文がないのは、盜賊姦淫之律と問題の違制雜犯之律だけである。違制とあれば、当然、職制との關係を説明してしかるべきであるのに、そのような按文が見当たらないのも脱落した故かもしれない。要するに、潘輝注は、みずからの手になる刑律誌に違制關係の条文を収録したか、あるいは収録しようとしていたのであったが、その後、理由は定かでないが、この部分が脱落するにいたったか、未掲載の状態で今日にいたったと憶測しておく。

国朝刑律と刑律誌の構成を對比すると、前者がすべて章別に編成されているのに対し、後者は章別などの編成もあるが、「何々之律」という篇目を立てた形式がもつとも多い。これは、国朝刑律の二章を一つの律目に一括編成した形式である。禁衛軍政之律の按文末尾に、「以軍政各条並載」とあるのは、禁衛と軍政とは本来、別個の独立した篇目として存したが、潘輝注により一括再編されたことを物語る。このように刑律誌は、これまでに存在した法典の篇目名称を大幅に改変することなく、しかし、独自の構成のもとに編纂された

のである。

ここで、ふたたび別表(1)により、篇目の名称に目をやると、国朝および黎明各刑律の衛禁、姦通、鬪訟、雜律の諸章に相応するのが、刑律誌では禁衛、姦淫、毆訟、雜犯となっており、意味は同じだが、表現に異同が見受けられる。国朝刑律の前記章名は、姦通以外は、唐律の篇目名をそのまま踏襲したものであるのに対し、刑律誌の方は、唐律の篇目名称とは必ずしも一致しない結果になっている。これらの異同は、黎律のテキストの相違に由来するのであろうか、それとも他に理由があるのであろうか。まず、禁衛と毆訟に関してであるが、この二語は、黎法典において衛禁と鬪訟という篇目で存在したと解するのが正しい。その理由は、刑律誌の冒頭で、潘自身が刑律誌の構成について、

(前略) 先述沿革、次載条律、曰歴代刪定之綱、曰刑法名例之別、曰衛禁軍政之律、曰戸婚田産之律、曰盜賊奸淫之律、曰鬪訟詐偽之律、曰違制雜犯之律、曰捕亡斷獄之律、曰勘訟事例之律、刑典律章、備詳登錄、使覽者有所考云

と述べ、衛禁と鬪訟なる律目名を明示しており、同じ刑律誌の禁衛軍政之律の按文に、

按禁衛律古為宮衛、唯載官闕禁戒各条、晋宋皆然、北齊始以闕禁附之、更名禁衛、隋改為衛禁律、黎明用之、原律共四十七条、今特畧撮其要如右、而以軍政各条並載云

と記し、黎明では、衛禁なる律目名を採用したことを指摘しているからである。雜律を雜犯に改めたのは、違制雜律之律という重複した表現を回避したためではあるまいか。雜犯は、元明をはじめ、中国の律でも篇目の名称として使われており、雜律と同意語であった。

置を占めている。黎律において、戸婚の前に軍政を置き、これを違制に接続させたのは、文武官関係の条文を引き離さない意図が働いたためか、それとも、私人間の問題を主とする戸婚より、国家権力や機構に係わる犯罪行為をまず重視したためかもしれない。この排列の順序は元律に同じである。軍政という篇目名は明律にみえるから、明律の篇目を継受したと考えてよからう。

第三に、国朝刑律に定めた独自の篇目として、田産章、始増田産章（増補香火令、増補参酌校定香火を含む）、姦通章の三篇がある。このうち、姦通章を除く二章には、黎律独自の諸規定が数多く収載されており、この両章は、国朝刑律が独自に創出した章名である。姦通章は、唐律にはかくのごとき独立した篇目はないが、元律に姦非、明律に犯姦が存することを考慮すると、元明律、ことに明律の影響と見なして大過なからう。ただし、章名は犯姦ではなくて姦通であり、ここにも、中国律を機械的に継受しなかった立法精神の一端を窺知することができる。

第四に、唐律の職制と賊盜の各律が、国朝刑律では違制と盜賊の章名になっており、唐黎兩律の間で篇目の名称に異同がある。まず、職制と違制の異同だが、唐元明の各律は職制という篇目を掲げたのに、なぜ国朝刑律はあえて違制という章名に改変したのであろうか。ドウルスタル氏は、これを職制の誤写と推断し、グエン・ゴック・フイ氏は、違制一四四条の大多数が公職と関係のない法規であり、よって違制は誤りではないと断じた。わたくしは、後者の説に与する。中国では、違制なる篇目は、晋律にはじまり、梁・北魏・北斉・北周などの各律に継承され、隋の開皇律にいたって職制に改名された。中国にこのような違制から職制への歴史があり、かつ、黎律の

違制が、官吏の職務規定、とくに官職に関する規定のみを収録した章ではないことから判断すると、違制を職制の誤りと解するのは疑問であろう。盜賊と賊盜の問題にしても、盜賊を賊盜の誤写・誤字と安易に片づけてはならない。なぜなら、すでに天南余暇集 条律に「盜賊十二条」の項目があり、盜賊の語が明確に使われており、それに、隋の開皇律をはじめ、元律にも盜賊なる篇目が存するからであって、この問題も盜賊章が正確であったと思う⁽⁵⁾。

唐律の賊盜と黎律の盜賊とを比較吟味すると、条文数は互いに全五四条で完全に合致するが、しかし、条文の内容と排列には若干の異同があり、内容においては、唐律もしくは明律の律文を継受しつつ修正・加除を施して、一個の条文を作成したもの（四三五、四三九、四四三の各条）、唐明律には存在しないが、国朝刑律には独立した条文として定められたもの（四一三、四二五、四二六、四二八、四三四、四三八、四四一、四四五、四四六、四四七、四四八、四五一、四五二、四五五、四五九、四六一、四六四の各条）、唐明律では条文として収載されたにもかかわらず、国朝刑律では採用されなかったもの、の三種に分類され、この点は、他の章の内容と大差ない。条文排列の順序においても、顕著な差異はみられず、おおむね唐律の排列（賊と盜の順）に準拠しており、独自の方法及原則で配置した形跡は見当たらない。量刑に関しても、軽重多様であり、一律に刑の軽重を比較論断することはむづかしい。これらは、他の章にもほぼ共通した傾向であり、盜賊章だけの固有の傾向ではない。したがって、この盜賊章の内容と排列を検討した範囲内では、さきの潘輝注における禁衛の事例と同様、賊盜をあえて盜賊に転倒させた確固たる理由を示すことは困難であり、盜賊は賊盜の同義語として用

いられたというにとどめざるをえない。歴朝憲章類誌 卷三六 毆訟詐偽之律の末尾按文にも、罵詈を罵罵と転倒させた事例があり、内容に異同がなくても語順を転倒させた場合があった。ただ、もし、成文法の章名変更は一般用語の改変とは違って、格別の意識と意図が働いたと解するならば、この語順転倒という行為のなかに、唐明律に対する独自性と差異性を少しでも貫こうとした国朝刑律編纂者の意識を憶測することが不可能ではないと思うが、これは、あまりにも思い過ぎであろうか。

第五に、これは条文の排列に関わる問題だが、唐律を踏襲した条文のなかに、たとえば、唐律疏議では廐庫と擅興の各律に所属していた条文が、国朝刑律では雜律章に収載され、同じく、唐律疏議では捕亡律に所属していた条文が、黎律では軍政章に収載されるというように、同じ趣旨と内容の律文でありながら、所属篇目を異にした場合が見受けられる⁽⁷⁾。このような事例はそれほど多くはないけれども、国朝刑律編成の際に一定の配慮がなされた結果だといえよう。なお、このほか中越両律を比較対照して注目される問題点として、国朝刑律には、二、三の条文で唐律の疏議の字句が律の正文に組み込まれたこと、明律の排列に従ったと思われる条文があること、唐明律の二条以上の律を改変して一本化した条文がみられること、などを指摘しなければならぬが、こうした諸点についても、別稿などで究明してゆきたいと思う⁽⁸⁾。

以上、国朝刑律の構成をめぐる若干の問題点を指摘してみたが、この刑律は、母法たる唐律を基本的に継受し、かつ、明律などの中国法の影響を被ったが、けっして機械的な模倣に終始せず、ベトナムの国家と社会の現実に対応しうるように構成されていたことを理

解することができるであろう。

(1)

楊廷福氏は「唐律」对亞州古代各国封建法典的影響⁽⁹⁾、「社会科学戦線」一九七八年一期 経済学) 一三七頁において、中国律の洪徳律に対する影響を強調し、名例、田産および香火以外の律文の約一〇分の七が唐律、同じく約一〇分の三が明律に同じであるとして述べている。黎律が中国律を母法としたことはくり返すまでもないが、類似的条文においても、少なからざる筆削、補訂および増補が加えられており、氏のごとき見解を額面通り受け取るわけにはいかない。中国律の影響をことさらに強調する点では、後掲の楊鴻烈氏と大同小異である。

(2)

刑律誌には、条文の排列と条文数の集計にも少しく混乱がみられる。別表(1)※印参照。潘自身は詐偽律の収録数を三八条と書いているが、現行本では、なにかの理由で二条(五二六、五二七条)が欠落し、実際の収録数は三六である。

(3)

経世大典 憲典をほとんど載録したとされる元史 卷一〇二―一〇五 刑法志の篇目次序は、別表(2)のとおりであるが、経世大典の憲典には、別に赦宥、獄空、附録序が附加されている。小竹文夫 岡本敬二編著『元史刑法志の研究』(教育書籍 一九六二) 三一―四二、一七七―三二〇頁。

(4)

M. R. Deloustal, *op. cit.*, p. 765. Nguyễn Ngọc Huy, *op. cit.*, p. 172.

(5)

中国律における違制なる篇目に関しては、たとえば程樹徳『九朝律考』(商務印書館 一九五五) 二二三、三一七、三五〇、三九九、四一六の各頁、内田智雄編『訳注中国歴代刑法志』(創文社 一九六四) 一二四頁、同『訳注統中国歴代刑法志』(創文社 一九七〇) 一五、二〇、五五、六六、一一六各頁。盜賊の篇目に関しては、前記程著書 四三一頁、内田編著 九二、一四五頁、内田編著(続) 九三頁参照。

(6)

養老律の賊盜律は、唐律の賊盜の形式と内容をほぼ踏襲したが、唐律疏議、卷一九「賊盜」諸監臨主守自盜、及盜所監臨財物者、加凡盜二等、三十匹絞」を律の正文として採用せず、監守盜の刑を凡盜の場合と同じ扱いにした。国朝刑律は、これを盜賊章に「諸監臨主守自盜者、以凡盜論、倍贓式分」(四三七条)として掲げ、凡盜扱いという点では養老律と合致する。養老律が監守盜を中国のような嚴刑に処しなかつた理由について、わが国では、君主權に対して貴族や官僚の勢力が強大であつたからといわれているが、ベトナムにあつても、かかる理由が存したのであろうか。養老律の当問題に關しては、利光三津夫『律令及び令制の研究』(明治書院 一九五九)四三―四六頁、第一節注(8)掲『律令』四九七―四九八頁参照。

(7)

一例を示すと、軍政章「諸軍人逃亡、徒象坊兵、再犯以流論(後略)」に相当する条文は、唐律の捕亡律に収録されている。その他、雜律章の五五八―五六三、五八一の各条は唐律の厩庫律に収録され、同章の五六六―五七〇の各条は唐律の擅興律に属していた条文を継受した。

(8)

一々正確な具体的事例を示し、吟味するのは專論に譲ることとし、ここでは代表的な例示にとどめる。二つの条文の一本化は四一六、五七二、疏議の本文化は六〇六、明律に準拠した排列は四一三―四一七、等の各条をとりあえず参照。

第三節 刑罰体系

かつて、仁井田陞氏が黎朝刑法上の諸原則を唐明律と比較して總括するなかで述べられたように、黎律を著しく特徴づけるものは、実刑制度と賠償制度という二つの原理が併存していることである⁽¹⁾。実刑制度は、全体として中国の刑罰体系を継受し、部分的にベトナム固有の法慣習を反映したのに対し、賠償制度は、中国の贖罪や賠償制度に多くを学びながらも、ベトナムの伝統的な賠償制度の歴史

的展開の線上に位置づけることができるように思う。あえて大胆に言えば、ベトナムの賠償制は本来、カンボジア、タイ、ビルマあるいはタイ(ムオン法)などの前近代法に共通してみられる賠償制の一環として理解することができ、これが中国の法体系を継受するなかで、その実刑主義と法原理を活用して再構成されたのが国朝刑律であり、この意味で、国朝刑律は、巨視的には東南アジア法系と中国法系の両原理が独自の創意工夫を加えて融合した史的所産ではないかという見通しをもっている。国朝刑律の賠償制度に關しては、二、三の別稿で詳述するので、ここでは、次節で刑の法定形式を考察するために必要な刑罰体系について、概括的に整理し、わたくしなりに一、二の問題点を提示しておく。

まず、国朝刑律 名例章の冒頭に、基本的刑罰体系として次の五刑を掲げている。

五刑

答刑五 一〇、二〇、三〇、四〇、五〇

杖刑五 六〇、七〇、八〇、九〇、一〇〇

徒刑三 役丁・役婦、象坊兵・炊室婢、種田兵・春室婢

流刑三 近州、外州、遠州

死刑三 絞・斬・梟、陵遲

周知のごとく、五刑は中国律、とくに唐律の五刑を継受したことが明白であるが、それにしても、かなりの改変が加えられたことを看過しえない。これらのベトナムの改変は、先行王朝の李や陳の数回にわたる律編纂においてすでに実施されていた。

身体刑である答刑と杖刑の各五等は、刑罰の名称、等級および量刑ともに唐明律と同一である。これらは、唐明律の答杖刑の系統に

属するが、同時に、唐律の五刑を継受した先行王朝の笞杖刑を踏襲したものであった⁽²⁾。ただ、原注が記すように、笞は、これを単用する場合と、罰銭と貶資に併科する場合があります、杖も、これを単用する場合と、貶資、徒刑と流刑に併科する場合があります、原則として女子には杖を使用しないことになっていた。それ故、女子には笞六〇や笞八〇などの場合もありえた⁽³⁾。

徒刑は、ベトナム独自の等級、名称と内容をもっている。国朝刑律の徒刑には、唐明律のような年限規定がみられず、罪の軽重と性別により徒刑囚の配属先と労働内容に異同があった。徒刑のうち、もっとも軽い役丁、役婦には杖八〇(男子)、笞五〇(女子)が併科され、次の象坊兵、炊室婢には杖八〇(男子)、笞五〇(女子)のほか、さらに男女両性に刺項二字が併科され、もっとも罪の重い種田兵、香室婢には杖八〇(男子)、笞五〇(女子)以外に、さらに男女に刺項四字が併科され、それぞれ居作する定めであった⁽⁴⁾。

流刑は、唐明律の流刑のような都からの里数の差による五等制を採用せず、一種の地域別三等制を設けた。これは、大越国の領域が中国に比し狭小であったことにも主要な理由があったと思われる。もっとも近い近州(乂安 Nghệ An、河華 Hà Hoa など)は、男犯に杖九〇、刺面六字、帶鐐一重、女犯に笞五〇、刺面六字が併科され、外州(布政 Bộ Chính など)は、男犯に杖九〇、刺面八字、帶鐐二重が併科され、遠州(新平州 Tân Bình Châu など)は、男犯に杖一〇〇、刺面一〇字、帶鐐三重が併科されたが、女犯の場合は、外州も遠州も、近州とまったく同一の笞と刺面が附科された。

唐明律では、女子が流罪を犯したとき、原則として流の換刑、すなわち留住法(杖と服役をもって流刑に替え、現住地にとどめる)

が適用されたけれども、黎律にこのような原則が採用されたか否か詳らかでない⁽⁵⁾。国朝刑律に定めた杖数と刺面の字数は、あくまでも原則であつて、現実の問題としてすべてこの原則通りに運用されていたのではなかった。なぜなら、天南余暇集 条律 洪徳二十年(一四八九)の「奸通十条」に、「一、求奸人妻、杖一百、刺面八字、流遠州」、同書 同年の「軍政六条」に、「一、逆扈従者、杖九十、流遠州」とあり、洪徳善政書 喪服制例にも、「一、居父母喪、遊縦酒色戲謔、不為哀、杖九十、流遠州」とあつて、国朝刑律の規定によれば当然、刺面一〇字、杖一〇〇とあるべきところが、刺面八字、杖九〇となつており、この基本法典の定めと合致しない事例を見いださうからである。右の諸事例に誤字があるのではけつしてなく、基本法典と現実の運用面における不一致の一面を物語るものであろう。

死刑、すなわち生命刑も、唐明律の絞、斬二等制と異なり、三等制を採用し、梟と陵遲(凌遲)の加わっているのが注目される。中国の文献によると、早くも唐より前、死刑の一種として梟首という刑罰があつたが、隋唐以後、刑名の一としての梟首は除かれることになった。ところが、国朝刑律をみると、死刑の一として梟首が正規の位置を占めているのであり、さらに、死刑の極刑たる陵遲という刑罰が、これも正規の刑名として規定されている。黎代における陵遲刑の存在に関しては、すでに潘輝注が着目し、中国で陵遲が死刑の一として刑書に明記されたのは元にはじまるが、わが黎律は、この元の刑名の一としての陵遲を踏襲したと述べた⁽⁶⁾。ベトナムでは、李朝のときに陵遲の前身たる劓が行なわれ、陳朝において陵遲という名の刑が実施されたが、基本法典のなかで、この刑を五刑の一と

して正式に確認できるのは、国朝刑律においてである。一方、北方では、遼、金や宋で凌遲が刑制として実施されたことは確かであるが、刑法典のなかでこの凌遲を五刑の一として明記したのは、元律が最初である。明律のなかにも凌遲処死なる刑罰は数箇所みえるが、五刑としての死刑は、絞と斬の二等制であった。前記潘輝注の意見は是として認めることができよう。

もつとも、国朝刑律は、凌遲を死刑の一と定めたにもかかわらず、全七十二条の条文中に、一度も凌遲を具体的に法定しなかった。ちなみに、この法典のなかで死刑と法定した事例を数えると、絞は三七回、斬は八九回、梟は七回、凌遲は〇回、死とあるのが三〇回である(次節別表(3)参照)。無論、条文中に凌遲の語がみえないから、この極刑が実施されなかったわけではない。死三〇回は、凌遲刑を裁量しうる幅を与えた刑の法定形式であるし、古黎律例の国朝新增条例六十四条には、「一条、通淫繼母、^(定)繼子男完凌遲論」、「一条、子殺父、刑論凌遲、十惡五逆」とあって、凌遲を明記した罰則規定も発布されていた。それにもかかわらず、国朝刑律の条文上に凌遲が登場しないという事実は、この加辱的刑罰を五刑の一として明記しておくことに大きな意義があるのであって、そこに、中国法と同様、この国朝刑律にも威嚇主義的、予防主義的性格の備わっていたことを察知することができる。

国朝刑律には、罰銭の規定もあつたが、罰銭は、官僚などを中心とした諸階層による軽微な罪に対して課せられ、財産刑の範疇に含まれるが、他の賠償金とは区別して扱われていた。

五刑は、一般に適用される正刑に属するが、国朝刑律には、一種の身分刑と見なされる貶資、罷職などがあり、これらは、主として、

国朝刑律(黎朝刑律)について (片倉 權)

有爵者の爵位などを下降せしめ、あるいは受刑者たる官僚の職を剝奪する懲戒処分であり、一種の名譽刑であつた。国朝刑律には、唐律のごとき官当法の規定はなかつたが、それに代わつて、貶または貶資が実刑とほとんど同程度の重みをもって、各条文中に定められていた。貶資は貶一資から貶五資までの五等級にわかれていた。貶の意味内容についての私見は、別の專論において詳述する予定である。

国朝刑律によると、五刑以外に充軍・補軍、則、令衆三日などがみえ、他の文献によると、髡刑も行なわれたようである。充軍とか補軍に関しては、徒刑論文で触れたので、ここでは割愛する。則は、軍政章のところに、將校の奉命征討中における失態に対し、重別なる肉刑を科した用例があるが、他の文献では、賭博に対する反映刑としても別刑が行なわれている。黎朝で実施された則は、断手、断指とあるように、手や指を断ち切る刑であつた。この切断刑に威嚇思想が内在していたことはいうまでもない。断趾の事例は見当たらない。令衆三日は、他の史料に記された「令衆三日」と同意語と考えられ、すでに、五代当時の中国で、徒刑に附科された「令衆一月」(旧五代史 卷一四六 食貨志 顯徳元年十二月所引の五代会要、および五代会要 卷二七 塩鉄雑条下 顯徳二年八月二十四日)などとみえるから、黎朝は、この中国の用語を継承したのである。これは、衆人への見せしめと犯人への懲罰のため、一定期間中、市などで犯人の罪状と刑罰を告示、もしくはそれを触れ回すことではなかつたかと推測する。髡刑は頭髪を剃り除く刑であるが、国朝刑律には記載がない。おそらく附加刑で、刑罰のなかでさほど重要な位置を占めていたとは思えない。附加刑といえば、主刑に附随して

科せられる刑のことだが、国朝刑律では、謀反、謀逆などの重罪に対して科せられる没官や田産没官などがこれに相当するものであった。

本節で述べたことは、国朝刑律に現われた刑罰体系の骨組にすぎず、行論中、大小の問題で欠落した部分もあるうが、これをもって、次節での検討に備えることが充分にできると思う。

- (1) 仁井田陞『中国法制史研究 刑法』(東京大学出版会 一九五九補訂 一九八〇)五八五―五九〇頁。
- (2) 拙稿「ベトナム李朝刑法考——主として刑罰体系について——」『史学雑誌』八二編一―一〇号 一九七三(四)三―五六頁。同「陳朝刑法考」『史学雑誌』八四編九号 一九七五(三)〇―四五頁。
- (3) 洪徳善政書の嫁女受財に、女子笞六〇、故黎律例の国朝新增条例六十四条にも、女子笞八〇の事例がみえる。また、洪徳善政書 戸婚章に、「婦人頑悪、高声大語、不從教化、杖八十、充女丁」とあって、女子杖八〇の適用例が記されている。
- (4) 徒刑規定における字句の異同など、徒刑の詳細については別稿参照。
- (5) 女子の流刑に関しては、姦通章の四〇一、四〇六条、鬪訟章の八一、五〇四条参照。その他、天南余暇集 条律 洪徳五年(一四七四)の禁私和令に流近州(洪徳善政書 洪徳五年の誘奸私和休令には流遠州)、大越史記本紀実録 卷二 黎太宗丁巳紹平四年(一四三七)十二月条に流遠州の例が示されている。
- (6) その他、洪徳善政書 喪服制例 国朝洪徳年間例諸供体式 兄弟已分再疆、同書 占私田不納稅、同書 欺人取財、同書 戸婚類(三条)等々に、国朝刑律に定めた原則に合致しない杖数を記した事例を見いださう。
- (7) 刑律誌 刑法名例之別「按五刑之法……然当初死刑、惟有絞斬二者、至元又加以凌遲、即前代所謂高也、前代難於法外用之、特以待
- (8) 夫惡逆之極者、然不曾著於刑書、於刑書則始於元、而我黎朝律亦因之云。楊鴻烈『中国法律在東亞諸國之影響』(台湾商務印書館 一九七一)も、この死刑三等を「略同大元通制名例」(五一―四頁)と述べた。仁井田氏は、凌遲が刑法典にみえるのは元代法にはじまったのではないと述べられたが(前注(1))掲 仁井田著書 五九二―五九三頁、潘輝注は、五刑の一としての凌遲を問題にしたのだと思う。前注(2)掲「ベトナム李朝刑法考」五一―五二頁、同「陳朝刑法考」三五頁。
- (9) 明律条文中の凌遲処死については、明律 卷一八 刑律 賊盜の謀反大逆、五刑の一としての凌遲処死については、元史 卷一〇二 刑法志 名例 五刑「死刑、斬・凌遲処死」参照。
- (10) 軍政章「諸將校奉命征討、不能預先設備、為賊所襲、及臨陣不能約束部伍、料敵制變、以致敗失者、忝人以上以罰貶論、……柒拾人以上重刑(後略)」(二四四條)。国朝刑律以外の別の事例として、西南邊塞録 黎皇朝紀 甲寅紹平元年(一四三四)九月、大越史記本紀実録 卷一 黎太祖丁未(一四二七)夏四月令、同書 同卷 己酉順天二年(一四二九)春正月四日、国朝詔令善政 卷六 刑屬 癸卯景治元年(一六六三)禁斷犯人贖罰令、大越史記本紀統編 卷三 黎神宗下乙未盛徳三年(一六五五)九月、大越史記本紀統編追加 黎玄宗乙巳景治三年(一六六五)夏四月(国朝詔令善政 卷六 刑屬 同年夏六月条も同じ)、欽定越史通鑑綱目 正編 卷三四 黎熙宗甲戌正和十五年(一六九四)夏五月、大越史記統編 同前、同書 黎熙宗庚辰正和二十一年(一七〇〇)、同書 黎裕宗辛丑保泰二年(一七二二)、欽定越史通鑑綱目 正編 卷三五 同年、等々の各条参照。最後の保泰二年の記事によれば、この年、別指の刑が除かれたという。
- (11) 令衆三日については、違制章(一八六、一九八各条)、鬪訟章(四九二条)、詐偽章(五三〇条)参照。令尙衆三日については、大越史記本紀実録 卷二 黎太宗甲寅紹平元年(一四三四)「太廟厨兒阮注、

国朝刑律(黎朝刑律)について (片倉 穰)

桑室婦・役婦	稿役軍丁	杖						答				刑罰の記載形式				
		合計	杖一〇〇	杖九〇	杖八〇	杖七〇	杖六〇	合計	答	答五〇	答四〇		答三〇	答二〇		
0	6	14	4	0	0	3	1	6	5	1	4	0	0	0	0	0
1	15	36	4	0	0	15	4	13	30	1	27	1	1	0	0	0
0	4	13	1	2	0	5	3	2	1	0	0	0	1	0	0	0
1	5	18	3	0	0	5	4	6	5	1	4	0	0	0	0	0
0	2	13	1	1	0	5	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	11	0	0	1	6	0	4	11	0	11	0	0	0	0	0
0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	3	4	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
0	9	7	2	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	44	6	0	0	26	2	10	12	0	11	1	0	0	0	0
0	1	2	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
0	4	12	3	0	0	6	1	2	5	0	2	0	3	0	0	0
2	55	176	26	3	1	78	15	53	70	3	59	2	6	0	0	0

死	流			徒			刑罰の記載形式								
	陵	梟	斬	合計	遠州	外州		近州	合計	徒	春室婢	種田兵	炊室婢	象坊兵	
3	0	0	14	3	28	8	6	7	7	34	17	0	7	0	4
10	0	0	7	3	45	39	3	1	2	81	61	0	1	0	3
7	0	0	20	3	18	14	2	1	1	24	19	0	0	0	1
1	0	0	0	0	13	9	3	0	1	34	23	1	2	1	1
0	0	0	1	0	3	2	1	0	0	7	5	0	0	0	0
0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0
2	0	0	4	0	7	5	2	0	0	3	1	0	1	0	0
1	0	6	18	11	24	5	9	6	4	32	18	0	4	0	7
1	0	1	12	14	32	6	12	9	5	31	9	1	6	1	5
1	0	0	7	3	15	9	3	1	2	26	17	0	1	0	4
3	0	0	3	0	12	12	0	0	0	31	28	0	2	0	0
0	0	0	3	0	2	1	1	0	0	4	2	0	0	0	1
1	0	0	0	0	6	4	2	0	0	15	7	0	1	0	3
30	0	7	89	37	206	114	44	25	23	323	208	2	25	2	29

罷職	貶			罰銭			刑罰の記載形式						
	合計	罷職	合計	貶五資	貶四資	貶三資		合計	罰銭(有額)	罰銭(無額)			
1	1	0	43	18	0	0	4	7	14	17	8	9	20
28	19	9	146	71	1	0	14	24	36	70	30	40	20
6	5	1	29	16	0	0	6	3	3	3	2	1	30
11	10	1	56	27	0	0	9	5	15	13	8	5	1
1	0	1	39	10	1	0	8	11	9	12	9	3	1
0	0	0	15	1	0	0	0	4	10	0	0	0	0
0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6
3	2	1	24	12	2	0	6	4	0	4	3	1	36
0	0	0	32	5	0	1	9	7	10	3	2	1	28
1	1	0	17	9	0	0	4	2	5	2	3	11	6
9	8	1	76	38	1	0	5	9	23	20	10	10	6
1	1	0	12	5	0	0	1	1	5	2	1	1	3
3	0	3	52	16	0	0	5	10	21	33	20	13	1
64	47	17	542	228	6	1	71	88	148	182	95	87	163

別表(3) 国朝刑律に記された刑罰統計表

(12)

以抑買市貨、杖八十、刺項、徒象坊兵、時諸室厨人、多托宮中、以賤直抑買、市肆民人病之、阮天祐捕奏、乃加注罪、仍令徇衆三日」参照。なお、これとは別だが、大越史記統編 黎顯宗辛卯景興三十二年(一七七一)十二月の条には、絞刑棄市の事例があり、絞刑に処したうえで屍を市中にさらすという公衆刑が執行された。令衆三日は、これとは異なるが、主刑に附随した一種の公衆刑的措置であろう。

兇刑に関しては、洪徳善政書「一、妻妾嫉妬而争殴罵者髡、由妻妾失序(後略)」参照。

第四節 刑罰法定上の特徴

国朝刑律に定めた罰則規定には、そのほとんどすべてに特定の刑罰が法定されたが、その刑名の記載方法に顕著な特徴を見いだすことができる。この記載方法上の特徴を探るために、まず作成したのが、別表(3)「国朝刑律に記された刑罰統計表」である。この統計表は、総則篇に相当する名例章以外のすべての篇目(章)の各条文に刑罰として具体的に明記された刑名を機械的に集計したものであり、「備考」に附記したように、「減尅等」、「加尅等」、「与同罪」などの法定形式、使用頻度の極少な刑罰、および賠償金の場合は、この統

〔備考〕

(イ) この統計表は、名例章以外のすべての篇目の条文(注を含む)に刑罰として具体的に明記された刑名を機械的に集計したものである。「減壹等」、「加壹等」、「罪如之」、「罰亦如之」、「罰錢如之」、「流如之」、「杖如之」、「貶如之」、「免杖」、「与同罪」などの法定形式は、この集計から除外した。一八六と四五二兩条の「罰錢」は賠償の意と思われるので、これを罰錢の項に加えなかつた。

(ハ) 一九一条の「以罰貶論」は、「以罰貶論」が正確と思われるので、後者に従い集計した。また、六三六条の「以徒論」は、黎朝刑律と刑律誌に「以貶徒論」とあり、七二三条の「以貶論」も同じく両書に「以貶罷論」と記すが、いまは国朝刑律に従い集計した。

(ニ) 「罷職爵」(二〇七条)は罷職の項に、「徒掉卒」(二六九条)は役丁・稿丁の項に、それぞれ加え、「罰錢參貫或貳貫」(二三三条)は別々に集計した。

(ホ) その他、「降職爵壹等」(二二三条)、「降職爵各三等」(補參等軍)、「充補本軍三等軍」(各々二八三条)、「補本府軍」(二八五条)、「充軍」(二八八条)、「補軍」(二九〇条)、「重刑」(二四四條)、「降次」(二五三条)「夫所監」(二六七条)等々は、集計の対象に含めなかつた。

計表から除外されている。

ところで、当該統計表を一瞥すると、次のような問題点を指摘することができる。

第一に、一見して目につくことは、名例章の冒頭に五刑の一として規定されたにもかかわらず、条文上に一度も登場しない刑罰が三種あることである。それらは答一〇、答二〇および陵遲である。もつとも、答にしても陵遲にしても、答という法定形式が三回、死という法定形式が三〇回あって、答一〇とか陵遲に処せられることは充分にありえたわけである。しかし、それにしても、唐明律の場合、

答一〇や二〇が実際の条文上に定められたのに対し、それらが国朝刑律の条文中にいつさい記されていないことは、この法典の量刑が唐明律よりけつして軽くなつたことを暗示しているようである。陵遲が現実の律文上に一度も法定されなかつたが故に、直ちにこの刑罰の効用を軽視してはならない。前節で述べたように、本来、この加辱的刑罰には威嚇主義的、予防主義的性格があり、五刑のなかに規定しておくだけでも大きな意味があると思量されたからである。

第二に、統計表によると、五刑のなかでは、徒刑の適用例が最多であり、流刑がこれにつき、両者で実刑の過半数を完全に超え、黎朝刑罰において徒刑の有する重要性を強調しなければならぬ。この法典の刑罰体系でも、やはり自由刑は重要な位置を占め、軽視しえぬ意義を有していたことを想起させる。

第三に、貶資の適用例が五〇〇回を優に超え、各種の刑名中、もつとも頻度の高いことに注目される。貶もしくは貶資は、官僚を中心とする諸階層の身分的秩序(爵制)における下向的変更を本義とした制裁処分であり、この法典の刑罰体系に名誉刑的性格を附与するものとして看過しえないものである。この貶資に、主として官僚に科せられた罰錢と罷職を加えると、国朝刑律が国家権力の担い手たる官僚層の不法・違法行為を防止し、かれらの職務活動を厳正にせしめようという意図を持ち合わせた法典でもあつたことを知らしめる。

第四に、これが本節での最重要課題だが、別掲統計表で明示されたように、個々の条文中で刑罰を定めるときに、特定の具体的刑名(答一〇、流近州、等々)を指定せず、ただ単に徒、流、貶などの

形式で法定した場合がすこぶる多いことである。とりわけ、その傾向は徒、流、死、貶において著しく、徒刑は三三三回のうち、その種別を指定しないのが二〇八回（六一・三％）、流刑は二〇六回（五五・三％）、死刑は一六三回のうち、死刑の種別を指定しないのが三〇回（一八・四％）、さらに、貶は五四二回のうち、貶資の等級を限定しないのが二二八回（四二・一％）に達する。こうして、国朝刑律における刑の法定形式には、唐明律とは明らかに違った特徴が存するのを確認することができるのである。

そこで、別表(3)によってえられた第四の問題点に対する吟味検討をさらに深め、国朝刑律の特徴をより明確にしてみよう。国朝刑律を読むと、確かに、笞、杖、徒、流、死、貶などという形式で刑罰を法定し、そのなかの種別を限定しない場合がすこぶる多いのであるが、このような刑罰の法定が常に同一の書式で記されたのではない。いま、これを整理すると、次の四種に分類することができる。

(1) 一種類の刑名による単記形式

- ① 「以徒論」(七三例) ② 「以貶論」(四八例) ③ 「以流論」(三八例) ④ 「以罰論」(二二例) ⑤ 「論罰」(九例) ⑥ 「以杖論」(二例) ⑦ 「以死論」(二例) ⑧ 「処死」(三例) 等々。

(2) 二種類の刑名による連記形式

- ① 「以貶徒論」(六二例) ② 「以貶罰(罰貶)論」(四二例) ③ 「以徒流論」(四一例) ④ 「以貶罷論」(三九例) ⑤ 「以流死論」(一七例) ⑥ 「以杖貶論」(一四例) ⑦ 「以杖罰論」(六例) ⑧ 「以笞罰論」(二例) 等々。

(3) 三種類の刑名による連記形式

- ① 「以徒流死論」(五例) ② 「以貶徒流論」(四例) ③ 「以罰貶徒論」(三例) ④ 「以罰貶罷論」(二例) ⑤ 「以貶罷徒論」(二例) 等々。

(4) 四種類の刑名による連記形式

① 「以罰貶徒流論」(一例)

このうち、最初の単記の法定形式は、たとえば、「以貶論」とあれば、貶一資から貶五資までの間で、「以徒論」とあれば、役丁・役婦から種田兵・春室婢までの間で、それぞれいずれかの刑罰に論断することを意味するが、二種類以上の連記形式にあっては、指定された当該刑名内部の取り扱いは単記のときと同一であるが、ここに連記された刑罰は併科を示すのか、あるいは選択裁量を意味するのか、という問題が新たに生起する。実は、この問題はそう簡単に解決できるものではなく、各々の条文について吟味分析のうえ正解を獲得しなければならぬと思う。ただ一般的にいえば、「以貶徒論」とあれば、貶と徒の併科というよりは、官爵所有者には貶、無官爵者には徒という取り扱いであったことが充分に想定できるし、逆に、二種類以上の連記形式に、同一罪囚への刑罰併科を意味する場合は、あるいはあったかもしれない。だから、この連記法定形式は、官爵所有者と無官爵者双方への配慮を前提としたものであり、その他の場合はすべて併科であったと速断してはならない。ことに、「以徒流論」、「以流死論」、「以徒流死論」、「以罰貶徒流論」などあるのは、とても二種類以上の刑罰の併科を意味したとは考えられず、明らかに裁判官に対し、二者もしくは二者以上の刑罰からの択一を容認した法定刑である。

次に掲げるのは、この問題を考察するための興味深い律文であら

う。すなわち、唐律疏議 卷二七 雜律と、明律 卷二六 刑律 雜犯に、

諸不応得為而為之者、笞四十、謂律令無条、事理重者、杖八十とあるが、これと同趣旨の律文が、国朝刑律 雜律章には、

諸不応為而為之者、大以徒流論、小以貶罰論（六四二条）

とあり、たとえ律令に成文がなくても、道理としてなすべからざる行為を犯した者に対し、一定の量刑で処罰しうる条文を定めたが、その際、唐明律は笞四〇もしくは杖八〇と量刑を絶対化した³が、一方、この律文を継受した黎律は、貶罷もしくは徒流（貶罷は刑律誌に貶罰と記す）と定め、刑罰量定の範圍を広げたことに着目しなればならない。この条文に記された「以貶罷論」は、後者の「以徒流論」と対置されており、両者を対応關係において判断すると、貶と罷の併科ではなく、貶もしくは罷をもって論断するという意に解するのが自然であろう。

目を近代刑法に転じると、一般に法定刑の定め方にいくつかの法があり、「裁判官の裁量の幅を認めず、ある罪で有罪となつたときは当然ある刑を言い渡さなければならぬ」ような法定刑の定め方を絶対的法定刑といい、一方、「裁判官がいくつかの種類の刑のうち適当と認めるものを選ぶことができる」とするもの、あるいは、一定の枠内で、刑期または罰金額を定めることを認める法定刑の定め方を相対的法定刑と称される。もし、この刑法用語を借用することが許されるなら、総体として、国朝刑律は、絶対的法定刑主義の立場に立脚しつつ、相対的に刑を法定する方法、つまり相対的法定刑主義の精神も採用していたといえるであろう。唐明律は、個々の犯罪に対する刑罰の種類と分量を嚴格に法定するという絶対的法定刑主

義の原理を終始貫徹し、法定刑の範圍内の刑の量定という問題は原則として存在しなかつた。無論、絶対的法定刑の唐明律といえども、酌量軽減により量刑を動かしえたが、これは全然別個の問題である。ここでは、法典の正文上の法定の仕方に限定しているからである。唐明律では、笞一〇、徒一年とか斬というように、刑罰の種類と分量はきわめて嚴格に、かつ具体的に定められ、「以流論」や「以死論」のような形式で刑罰が法定されることは、原則としてみられなかつた³。まして、「以流死論」のような連称形式での法定刑はなかつたと考える。この限りで、裁判官による裁量の余地はまったく存しない。元史刑法志に唐明律とは異なる条文の書式が少しくみえるが、これは国朝刑律とは別個の書式であり、この件で、両者の間になんらかの關連を見いだすのは無理である。これに対し、国朝刑律は、唐明律と同様、一方では、刑罰の種類と分量を限定したが、他方では、これらを相対的に法定し、その定められた刑罰量定の範圍内では、いかなる刑に量定するかは裁判官の判断に委ねるといふ形式を採用したのである。前掲の連記形式をみても瞭然たるごとく、刑罰量定の範圍はけつして広くはなく、裁判官の裁量の余地は狭かつたという感もないではないが、しかし、このような刑罰法定の形式は、国朝刑律構成上の一特徴であると断じてよからう。

ローマ法において、政務官に認められた自由裁量の範圍はきわめて広がつた。ローマの政務官は、刑を科すべきか、いかなる刑に処すべきか、その刑の量定をいかにすべきかについて、かれの自由裁量に従つて制定した。そして、このような自由裁量主義はローマ法の主観主義的性格と結びついていたといわれる。国朝刑律の一定範圍内の裁量許容とローマ法の広範な自由裁量権とを同一視できるも

のではないし、これをもって、直ちに国朝刑律にも主観主義的刑法の性格がみられたと推論するつもりはいささかもない。しかし、中央集権的専制国家の法という制約内にあったとはいえ、この連記形式の法定刑は、裁判官に対して判決の宣告にある程度の余裕を与えたであろうし、国朝刑律という名の法典に柔軟な性格を附与する一因となったことは否定できまい。東アジア律令世界の最南端では、ある面での融通性と柔軟性を具有した特色ある法典が創出されていたのである。

残された問題は、刑罰を相対的に法定するという形の柔軟性がいかなる理由に基づくのかという疑問を解明することである。目下、この疑問に確答を提示する域に達してはいないが、将来における考察のため、少なくとも、次の諸点だけは指摘しておかねばならない。

(1) 私見によれば、この刑罰連記による法定形式は、立法技術の未熟とか法典編纂上の未整備などという、技術的な問題から生じたものではない。黎朝の法制史料(天南余暇集 条律、洪徳善政書、国朝洪徳年間例諸供体式、歴朝憲章類誌 卷一五 官職誌 庶司職掌之殊、等々)に収録された黎代の諸法令のなかにも、かかる形式によって刑罰を定めた場合が少なくないわけではなく、現実に、国朝刑律と同形式の法令が發布されていたからである。いわば、刑を相対的に法定する方法には、黎朝当時の立法者の、この問題に対するなんらかの意識が反映されているはずである。

(2) 刑罰の連記形式を採用せしめた理由の一つとして、大多数の条文に、官吏などに対する閏刑と無爵の一般人に対する実刑とを、同時に併記しなければならなかったということも挙げられる。「以貶徒論」は、その比較的わかり易い形式であろう。しかし、これは事柄

の一面にすぎず、この問題の本質ではあるまい。

(3) この問題には、ベトナム支配層の、国家の制定法に対する一定の理解、つまり、国家の法典は、あくまでも原則と基準を示したものであり、刑罰を担当する者の職務上の準則であって、あらかじめ、法典の条文中に運用時における一定の範囲内での裁量を容認したとしても、国法上の問題はないという理解が存したように思える。

(4) 同一条文上に、刑を絶対的に法定したものと相対的に法定したものの混在例もみられるが、これも条文の不備という風には解釈しない。むしろ、当時のベトナム立法者の柔軟な思考がこういう形で表われたのではなからうか。ついでに附言すると、国朝刑律の全文のなかでも、国家権力や身分秩序に対する侵害行為のような重罪には、絶対的な法定形式が比較的にも多用されている。

(5) 法典編纂は、「外部的・政治的な新たな創造の結果として、また、政治団体の内部的・社会的結合をめざす諸身分もしくは諸階層の妥協の結果として、事情によつては、また、同時にこの両者の結果として」必要になるといわれるが、国朝刑律の構成と内容に、中央と地方の権力関係、階級と社会関係のあり方が大きく反映していたことは論をまたないであろう。端的にいうと、国朝刑律が唐明律と同形式の絶対的法定刑一色に塗りつぶされなかったのは、黎朝では、皇帝権力に対して、官僚や在地勢力が相対的(隋唐の皇帝権力と対比しての意)に強大であったからではないのか、皇帝権力と官僚・在地勢力との力関係が、この法典の一特徴を創出する本質的原因であったという見通しはどうであろうか。

本節で指摘した刑罰の法定形式は、国朝刑律を理解するうえで枝葉末節の問題ではないように思われる。さきの五点に関しても、国

朝刑律の実証的研究を踏まえた吟味と検証が肝要であろう。

(1) 国朝刑律には索引の類がないので、各形式の所在を示す条文番号を掲げておく。

① 「以徒論」	53	59	78	78	88	97	122	138	152	175	200	202	211	215	224	232	244	254									
② 「以死論」	272	285	286	288	298	305	315	317	321	328	330	332	336	345	348	382	429	435	443	450	451	452	454	468	476		
③ 「以流論」	490	493	494	495	522	523	525	526	528	529	548	550	557	577	622	623	630	636	657	676							
④ 「以杖論」	341	348	370	371	373	382	450	457	464	466	488	507	507	510	511	560	561	562	573	573	594	606	644	649	669	684	704
⑤ 「以罰論」	407	464	472	476	493	495	524	540	550	583	591	594	600	617	623	657	671	678	681	683	709						
⑥ 「以死論」	407	464	472	476	493	495	524	540	550	583	591	594	600	617	623	657	671	678	681	683	709						
⑦ 「以杖論」	90	362	507	577	619	667	673	675	705																		
⑧ 「以死論」	257	281																									
⑨ 「以杖論」	92	492																									
⑩ 「以死論」	62	63	623																								
他に「論貶」	681	「罪止流論」	548	「罰依輕重」	78	348	「杖依輕重」	588	「死」	111	「処死論」	594	などの形式がある。														
⑪ 「以徒論」	227	237	253	262	265	265	271	274	298	301	301	326	326	372	120	123	128	134	139	147	150	163	184	187	197	201	
⑫ 「以杖論」	583	586	600	609	628	629	634	635	645	669	702																
⑬ 「以罰論」	202	217	244	253	297	326	336	337	347	350		66	76	77	122	122	122	129	137	137	142	151	172	176	200		
⑭ 「以徒論」	277	281	334	337	402	418	424	431	491	94	94	105	121	121	138	138	153	153	153	168	170	170	170	176	713	257	
⑮ 「以杖論」	298	325	330	331	337	413	464	524	565	566	571	153	164	164	166	166	169	169	199	239	240	241	244	263	280	294	
⑯ 「以流論」	298	325	330	331	337	413	464	524	565	566	571	153	164	164	166	166	169	169	199	239	240	241	244	263	280	294	
⑰ 「以死論」	298	325	330	331	337	413	464	524	565	566	571	153	164	164	166	166	169	169	199	239	240	241	244	263	280	294	
⑱ 「以杖論」	51	53	62	181	240	242	285	458	510	562	577	583	607	672													

(2) 藤木英雄「刑法講義 総論」(弘文堂 一九七五)三三六頁。なお、福田平「新版刑法総論」(有斐閣 一九七六)二四九〜二五〇頁も参照。

(3) 中国でも、一般の法令の類のなかに、刑罰の種類と分量を厳格に定めず、「死」などの形式で刑を法定した場合がなかったわけではない。しかし、ここでは、基本的に唐明律を継受したはずの国朝刑律に、唐明律とは違った刑罰の法定方法が採用されたことの内容と意味を問題にしているのである。

唐律疏議にも、卷二六 雜律 奴姦良人、卷三二 關訟 部曲奴婢過失殺主、卷二四 關訟 部曲奴婢告主の諸条に、「流」という形式で刑罰を定めている。しかし、これは特別の場合であり、疏議には里数を書かなかった理由が述べられている。

元史刑法志には、「処死」、「流」、「禁止」、「論罪」、「問之」、「糾

① 「以杖罰論」——144 239 288 349 525 679
② 「以答罰論」——69 125
他に「笞杖」312、「貶罷」199、「杖貶」704、「罰貶」172、「罷徒」172、「徒流」172、「流死」172、がある。
「以罰貶(貶罰)論」191は、国朝刑律に「以罰貶罰論」と記すが、黎朝刑律に従い、この項に含めた。

③ 「以徒流死論」——272 278 279 447 626
④ 「以貶徒流論」——79 149 150 268
⑤ 「以罰貶徒論」——102 338 620
⑥ 「以罰貶罷論」——100 220
⑦ 「以貶罷徒論」——94 223

他に、「以貶罰謝論」473があるが、これは、黎朝刑律と刑律誌に「以貶罰論」(東洋文庫蔵の刑律誌には「以貶罪論」とあるが、おそらく誤り)と記す。「以貶罰論」が正であろうが、慎重に構成、あえていずれの項にも含めなかった。

⑧ 「以罰貶徒流論」——231
藤木英雄「刑法講義 総論」(弘文堂 一九七五)三三六頁。なお、福田平「新版刑法総論」(有斐閣 一九七六)二四九〜二五〇頁も参照。

(4) 中国でも、一般の法令の類のなかに、刑罰の種類と分量を厳格に定めず、「死」などの形式で刑を法定した場合がなかったわけではない。しかし、ここでは、基本的に唐明律を継受したはずの国朝刑律に、唐明律とは違った刑罰の法定方法が採用されたことの内容と意味を問題にしているのである。

唐律疏議にも、卷二六 雜律 奴姦良人、卷三二 關訟 部曲奴婢過失殺主、卷二四 關訟 部曲奴婢告主の諸条に、「流」という形式で刑罰を定めている。しかし、これは特別の場合であり、疏議には里数を書かなかった理由が述べられている。

元史刑法志には、「処死」、「流」、「禁止」、「論罪」、「問之」、「糾

之、「坐罪」、「罪之」等々の表現がみられる。これらの表現が国朝刑律の法定形式に影響を与えたととは思えない。元史刑法志の笞・杖・徒には数量が記されていて、具体的である。

(5) 原田慶吉『ローマ法の原理』（清水弘文堂 一九四九）二〇〇―二〇一頁。

(6) ウェーバー著 小野木常編訳『法社会学』（日本評論社 一九五九）三二―四頁。

(7) 国朝刑律の条文中に密告者への賞賜規定が散見できる。密告制の重視も国家権力と地域・村落社会との関連を検討する一素材であろう。

おわりに

くり返すまでもなく、国朝刑律は黎法研究の基本的史料である。国朝刑律と黎朝刑律を対比照合すると、条文総数と用語などに微細な異同があるにすぎないが、両刑律と刑律誌を比較校合すると、篇目構成と収録条文数に少なくない相違を見いだす。これは、一つには、刑律誌の編者が黎法典を独自に再構成したことから生じた相違であり、いま一つは、刑律誌の編纂から伝写の過程で生じた錯誤と脱落による相違ではないかと推測する。

国朝刑律（黎朝刑律）は、おおむね唐律の構成を継承したが、各々の篇目を章別に編成した。章の名称としては、違制、軍政、姦通、盜賊などがいろいろな意味で唐明律と符合しないので注目される。

これらの用語は、もともと中国側の造語であるが、国朝刑律で右の諸用語を章名として採用したときには、ベトナム側の独自の判断と創意工夫が作用したようである。この法典に収載された全条文を概

観すると、唐明律を機械的に継承した条文はきわめて少なく、独自の条文を新規に創作したり、中国の律以外の法令を継受改造したり、中国の律文に削除、修正を施したり、ときには唐律の注疏の部分を本文に組み込んだり、さらに不必要な律文を除外して採用しないなど、多彩な配慮と創意の跡が目に残る。法典成立までに、かなりの時間をかけて、律令学習と条文検討が積み重ねられたことを想像するのは困難でない。

刑罰体系は、唐律の正刑たる五刑を踏襲して基本とし、貶資、罷職、失所管などの一種の名譽刑をも重視し、これに別や髡などの身体刑、田産没官のような形式で記された附加刑を加え、さらに、各々の実刑等に対し、賠償金を併科するものであった。国朝刑律には、黎朝当時、盛んに行なわれた充軍の刑も定められたが、この刑を条文中に法定したのは例外的であり、自由刑は、ほぼ徒と流で統一されていた。徒刑、流刑と死刑には特徴があり、とりわけ、徒刑は、独自の研究課題となりうる形式と内容を具備していた。

国朝刑律は、刑を量定するとき、刑罰の種類と分量を厳格かつ絶対的に指定する形式と、ある程度の刑罰量定の範囲を定める形式を併用した。前者は、前近代法で一般的にみられる絶対的法定刑であり、後者は、「以徒流論」など、刑罰量定の範囲はさほど広くないが、相対的法定刑と呼んでよからう。管見によれば、刑罰の相対的法定形式は、裁判官に対し、一定範囲内の裁量を容認するという認識がなければ成立しえず、当時のベトナム支配層の刑の法定に対するある意味での柔軟性と融通性のある態度を示したものであり、制定法の未熟とか不統一というような立法技術に係わる問題ではない。ベトナムでも、皇帝の指示と刑律の規定に基づき裁判が行なわれ

たのであり、それほど広範な裁量権が認められていたのではないが、しかし、裁判とは律の機械的操作にすぎないと解するのも誤りであろう。国朝刑律にみられる刑罰法定の柔軟的性質は、制定法、とくに刑の法定に関するベトナム国家の独自の法意識を表明したものであり、この柔軟性のなかに、ベトナム国家の独自の法意識を読み取ることができると考える。前節で揭示したところによると、複数刑罰の連記による法定形式は、官僚に対する罰則規定のなかで多用されている。これも看過しえぬ問題であり、皇帝権力と官僚・在地勢力との力関係、ひいては、中国専制国家と完全には同等同質といえない黎朝専制国家の性格と特質を法的側面から考究する一つの手がかりになるであろう。